

議案第 4 7 号

みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

みよし市長 小 山 祐

みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市病院事業の設置等に関する条例（昭和 5 2 年三好町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 7 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1， 0 0 0 千円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 7 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1， 0 0 0 千円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。